

多田区整備計画

— 笑顔が集うギフチヨウの里 —

平成 18年 4月
丹 波 市

目次

丹波市春日町多田区整備計画

1. 整備計画策定の背景	1
2. 名称及び区域	1
3. 整備計画の目標(多田区の将来像)と計画の基本方針	2
土地利用計画図	4
4. 整備計画の内容	5
(1) 土地利用に関する事項	5
(2) 森林及び緑地保全に関する事項	7
(3) 緑化及び景観の形成に関する事項	7
5. 整備計画の達成を担保するための措置	11
6. その他地域環境形成に関する事項	11
参考資料	
緑の散策ネットワーク計画	13
土地利用現況図	14
農用地区域図	15
緑の散策ネットワーク構想図	16



1. 整備計画策定の背景

兵庫県においては、自然環境と調和した潤いのある地域社会の実現を目指して平成6年3月に「緑豊かな地域環境形成に関する条例（以下、緑条例という）」が制定されている。

本計画対象地の春日町多田区は、西にそびえるシンボルの黒井城址に象徴される豊かな歴史性と東に傾斜する日当たりの良い自然条件に恵まれ、農耕地に適した農村集落を形成している。昭和53年国道175号線が完成、その後圃場整備、竹田川の改修を経て、昭和63年舞鶴自動車道（近畿自動車道敦賀線）が開通、春日インターチェンジにも近く、JR福知山線の黒井駅とともに市内でも阪神間へのアクセス性は有数の区域となっている。現在北近畿豊岡自動車道が整備中であり、インターチェンジ横には大型店舗に隣接して道の駅の建設工事が進められ、国道175号に沿って徐々に南から市街化が進展し始めている。おりしも多田区では、市道の改良計画や農村総合整備統合補助事業に基づく谷川改修が、18年度に予定され、畦道を母体に形成された集落環境も大きく変わろうとしている。一方城山の樹林地荒廃や耕作放棄農地に見るようにこれまで維持管理されてきた農地の流動化や里山の森林管理の粗放化など、農村環境の荒廃化が進行し、地権者管理から新しい維持管理方策の構築が必要となってきた。近年、農振除外地や農用地の転用による宅地化も見られはじめ、少子高齢化による担い手不安から、新規住民の加入による地域の活性化も期待されはじめている。

このため、地区の望ましい将来の姿について、区住民の総意を図った「地区整備計画」の策定により、秩序ある土地利用を図っていくことが求められている。



2. 名称および区域

- (1) 本計画は、「多田区整備計画」と称する。
- (2) 本計画の適用範囲は、多田区住民が土地権限等を有する概ね図-1の領域である。
- (3) 計画区域面積は、約108haである。

図-1 整備計画区域図



・・・整備計画区域



円光寺から小富士山を望む

3. 整備計画の目標（多田区の将来像）と計画の基本方針

■多田区の将来像（基本目標）

自然が豊かで、活気と世代間の交流を促す空間づくりの将来の目標像は、住民誰もが明確に認識できる「環境像」を描くことである。多田の賀茂神社奥にはカンアオイが自生している。世代交流を行いながら人の輪やコミュニティを育み、住民各自が楽しみながら集落全体の自然環境を豊かにする多田区の里づくりの目標像は、すでに里人によって取り組まれているカンアオイに産卵し好餌木とする、春の女神ギフチョウを環境指標に掲げたい。したがって多田区の里づくりの目指す将来像を、次のように定める。

「笑顔が集うギフチョウの里 ～多田区～」

円光寺の桜が満開に咲き、今日は多田恒例のさくらまつり
年寄りからよちよち歩きの子どもまで、みんなの笑顔があふれる
「小学校の卒業記念に植えた城山の桜もきれいに咲いた」
若者達がうれしそうに話している
「何べんも間伐や草刈りをしてツツジや桜を植えた」
年寄りが昔話に花を咲かせる
そんな光景を城山は、いつも変わらず温かく見守っている
「孫やひ孫に美しい里山を残したい」「多田に住んでよかったと言える
ようにしよう」

そんな思いで、何年も前からみんなで力を合わせ育ててきた里山
桜、ツツジ、紫陽花、水仙と四季それぞれに花が咲き
カブトムシやセミそしてギフチョウが姿を見せる
里を流れる谷川にはメダカが泳ぎ、夏はホタルが飛び交う
公園や散歩道が整備され、安心と安全が広がる
豊かな自然に囲まれて、人々は心安らぎ笑顔の輪が広がっていく
ふるさと多田は

春の女神「ギフチョウ」と共に、果てしない大空に夢を描く

■計画の基本方針

多田区民の望む「自然性豊かで、活気があり世代間が交流する」—笑顔が集うギフチョウの里—づくりに向けて整備計画の基本方針を次のように定める。

1) 眺望景観の継承—取り巻く農用地の保全

- ・家屋を取り巻く周辺農地は、語源となった多田の生産基盤であるとともに、南北に棚田状に傾斜する多田特有の景観を構成している。円光寺や鎮守の賀茂神社等の山裾から眺める多田の風景やJR線や竹田川、対岸から眺望する多田のふるさと景観は、この取り巻く農地によって維持されている。このため多田区の営農環境として今後も保全・維持することを基本に以下の施策を推進する。

○取り巻く農地を営農環境として保全維持する。

○眺望風景を将来にわたって担保するため、豊穡な田園文化環境として、自然の豊かさを保全継承する。

○美しき多田の風景を愛で語り合い、原風景として幾世代にも継承する。

ii) 菜園畑と一体の居住環境の維持

- ・多田の家屋は、畦道を母体に数件ずつ集まり散居状に形成された隣保を中心に、近世の巡検道や街道整備に伴い主要道路沿いに家屋が連担するように形成されてきた。このため表玄関部は方位に関係なく里道や街路に面して立地し、接道する家屋の裏側に自家用菜園畑等の農地が分布している。家屋間に介在する農地は、円光寺を扇の要として南と北に傾斜する地勢に沿って高低差を吸収しあうように石積みの家屋敷地とともに立地構成されており、一見無秩序に見える塊村集落ながら、傾斜する地勢と畦を母体とする街路区画にそって「裏庭農地」と「表としての街路」を囲み合い共有する近隣家屋の界隈性が構成されている。
- ・集落家屋内では円光寺の参道が谷川とともに東西の骨格軸を構成しており、南北の幹線街路とともに地域の骨格的な座標軸が明確に構成されている。



細街路沿いの菜園畑と家屋



家屋裏手に分布する菜園畑



住環境のゆとりを生む菜園畑

・家屋間に介在する農地は、玄関部の庭とともに自然豊かな四季の景色を提供しており、土地の豊かさを伝える要因ともなっている。家屋間から垣間見える菜園畑の作物を表情豊かに維持管理することが自然豊かな潤いある住環境形成に寄与し、過密化を防ぎ適度なオープンスペースを維持継承する形になる。こうした特徴を活かし、身近な生活空間として以下の施策に取り組む。

○集落の秩序のある景観形成を図るため、できる限り家屋の単独立地ではなく、菜園畑と家屋をワンユニットとして多田特有の居住環境を継承する。

○4m未満の細街路によって構成された親密感のある空間特性に留意しながら、緊急車両の進入が可能となる将来の街路計画を明確化する。

○新規住民のための居住地や国道沿いを生かした事業社誘致を促す。

○豊かな自然性と世代間の交流を促す環境づくりを推進するため、区全体として空間の階層性（集落拠点と隣保拠点や辻の修景ポイント等）に基づき、将来の地区や施設等を相互にネットワークし、地区の風景をより豊かに育み、楽しみながら触れ合う場を創出する。

○接道する表庭も街路を共有しあう数件単位のテーマに沿った近隣緑化によって、個人ではなく地域の緑化修景として一層季節感を演出し、近隣コミュニティを育む。



菜園畑と庭木が一体となり緑豊かな住環境を形成



菜園畑との敷際は石積りで構成



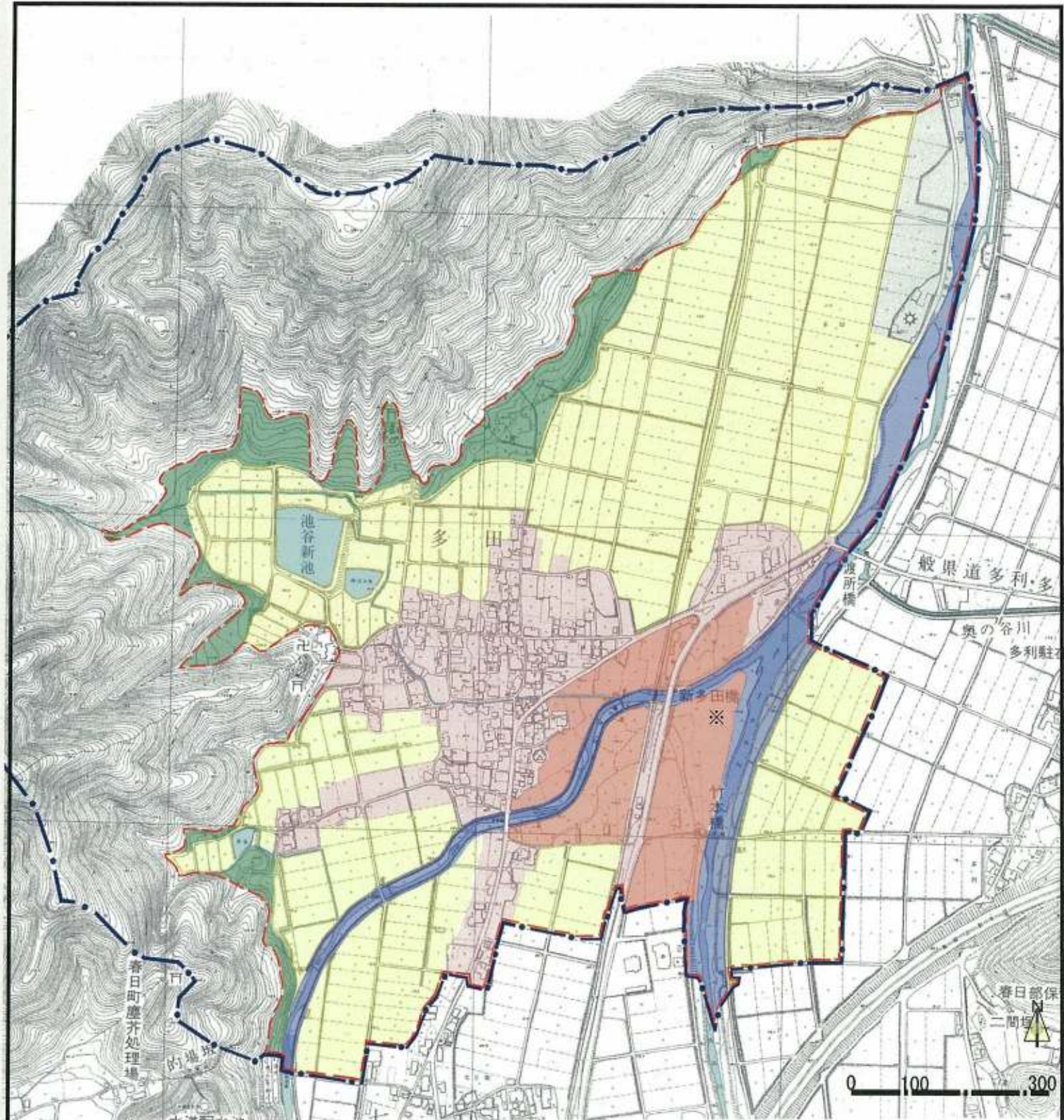
旧県道筋に残る格子戸の町家



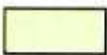
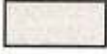
竹田川流域に多い脇門の町並み



門塀を有さぬオープンな庭を形成



土地利用計画図

	森を活かす区域		特定区域（住宅）
	農業区域（ため池・水路含む）		特定区域（事業地）
	集落区域		保全区域（河川・河川敷）

※竹田川と黒井川の合流地点の低地部分については親水公園の整備を優先する。

◎本計画の他、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令を遵守する必要があります。



緑豊かな多田区

4. 整備計画の内容

本計画は、(1)土地利用に関する事項、(2)森林及び緑地等の保全に関する事項、及び(3)緑化及び景観計画に関する事項の3つの事項を骨格に構成する。各事項とも多田区里づくり協議会において協議検討が重ねられ、住民及び関係土地所有者等の権利者の合意が得られた内容である。

なお、本計画は、経済情勢の変化や公共事業等の社会資本整備、さらには住民の必要性に基づく要請により周辺環境が変化することも予想されることから、概ね5年を目途として変更できるものとしている。

(1) 土地利用に関する事項

地域特性を踏まえて、用途区域と建築物の立地用途を定めた土地利用計画を策定し、地域内の適正な開発及び建築の誘導と計画性のある集落形成を図る。

①用途区域の設定

自然環境と調和し、快適な生活環境や安心安全な営農環境の形成を図るため、秩序ある土地利用用途区域を設定する。多田区の土地利用用途区域は、現在の土地利用の状況を踏まえ、将来の地区の総合的な土地利用の方向性を示すものである。多田区では、今後の住民による取組み意図を反映し次の6つの区域を設定し、土地利用を計画する。

i) 森を活かす区域(森林区域)

森林の適切な保全・維持、整備を図りながら、良好な地域環境の形成に資する区域。

- ・黒井城址を中心とする里山の山裾の樹林地に当たる領域であり、里と森を結ぶ接点として、四季感豊かな里山林として在来種を中心に落葉広葉樹林化を図り、竹林等が繁茂しすぎないように樹木の適正な維持管理を図る。
- ・日常的な森との語らいの場として、特に山裾の里道等からの景観性に配慮し、住民の日常的な里山と語らう山裾樹林として、生き物とのふれあいやレクリエーション利用に供する修景整備を図る。

ii) 農業区域

良好な営農環境を保全維持する区域。

- ・まとまった優良農地の保全に努め、将来にわたって多田の農業生産基盤として営農環境の保全・維持に努める。
- ・田園の広がり、特にため池や山裾部からの眺望性の継承を図る。



まとまった農地が取り囲む多田区

iii) 保全区域

自然環境の保全維持に努める区域。

- ・河川や堤防並木等の有する自然環境の保全維持に努め、今日まで継承してきた河川沿いの良好な自然環境の継承を図る。
- ・治水に努めながら水辺と共生してきた伝統的な水辺緑地景観の保全維持を図り、市民の自然とのふれあいや散策利用に資する。



竹林が繁茂する竹田川

iv) 集落区域

良好な生活環境の保全と創造を図る区域。

- ・細街路を中心に分布する表と裏の明確な農村家屋のまとまりあるたたずまいを継承し、良好な住環境形成を図る。
- ・地勢の高低差を活かしたまとまりある近隣空間を継承するとともに裏庭に分布する畑地を生産緑地として保全活用し、オープンスペースや身近な自然環境として、ゆとりある住環境の維持継承を図り谷川や参道の景観的な修景整備を通して、近隣のまとまりを活かした新しい生活環境形成を目指す。

v) 特定区域＜住宅＞

地域の住環境との調和に配慮した住宅等の開発を誘導する区域。

- ・既存集落と調和のとれた一体的な住環境形成や新しい良好な生活環境の創造を図る。
※竹田川と黒井川の合流地点の低地部分については親水公園の整備を優先する。

vi) 特定区域＜事業所＞

既存の工場や事業所を中心に工場や事業所等の開発を促す区域。

- ・既存工場・事業所を中心に地域の活性化や若者の定住に資する産業の育成、商業施設や事業所等の企業誘致を図る。



事業地付近の国道 175 号沿道

②建築物用途の設定

それぞれの土地利用用途区域にふさわしい建築物の用途を次のとおり設定し、立地誘導を図る。

ゾーン別立地可能な施設の用途【既存施設の再建・増改築は本表の対象としない】

(1/2)

施設区分		農業区域	集落区域	特定区域 (住宅)	特定区域 (事業地)
大区分	小区分				
居住用施設	農家(分家)住宅	○	○	○	×
	分譲住宅	×	×	○	○
	一般住宅	×	○	○	○
	共同住宅(長屋)	×	×	○	×
宿泊施設	別荘	×	×	×	×
	旅館・宿泊施設等	×	×	×	×
農業関連施設	農業用倉庫	○	○	×	×
	農業出荷施設	○	○	×	×
	農業生産加工施設	○	○	×	×
	畜舎	×	×	×	×
交流施設	交流活性化施設	○	○	○	×
	貸農園(建物有)	○	○	×	×
公益施設	交番・消防署	×	○	○	○
	集会所・公民館	×	○	○	○
文教施設	学校・幼稚園	×	×	○	○
	ミニ美術館・展示ギャラリー	×	×	○	○
	進学塾	×	×	○	○

施設区分		農業区域	集落区域	特定区域 (住宅)	特定区域 (事業地)
大区分	小区分				
医療福祉施設	保育所	×	×	○	×
	老人福祉施設	×	×	○	×
	病院・診療所	×	×	○	×
宗教施設	神社・寺院、教会	×	×	×	×
商業施設	コンビニエンスストア	×	×	○	×
	日用品店舗	×	○※1	○	○
	喫茶・レストラン	×	×	○	○
	風俗営業施設	×	×	×	×
	事業所・事務所	×	○※1	○	○
	自動車販売店舗	×	×	○	○
	ガソリンスタンド	×	×	×	○
	カラオケボックス	×	×	×	×
	運送業施設	×	×	×	○
工場	大規模工場※	×	×	×	×
	小規模工場※	×	×	×	○
倉庫等	業務用倉庫	×	×	×	○

○：立地可能施設 ×：施設の立地不可

※1：住宅兼用施設とする。

(ゾーン区分のうち建築物や工作物等の建設や開発行為を行わない「森を活かす区域」と「保全区域」は表から省略している)

※大規模工場：床面積 1000 m²以上、小規模工場：床面積 1000 m²未満

※分譲住宅は、業者が建売等として不特定多数に供給する住宅で事前に住み手が決まっていない住宅も含む。

※一般住宅は、開発行為前に住み手が決まっている住宅のみ。

(2) 森林及び緑地等の保全に関する事項

保全区域となる河川と一体の緑地と森林区域となる山すその樹林地については、開発を行わず現況の豊かな自然環境を保全するとともにレクリエーション利用に資する四季感豊かな緑地の育成・整備を図る。

(3) 緑化及び景観の形成に関する事項

緑化の推進とともに既存の集落環境と調和した秩序ある町並みの景観形成を図るため、緑地の確保や調和した秩序ある町並みへ誘導する建築物等の形態のマナーを設定し、豊かな住み手の表情を合わせ持つよう、その意匠についてのマナーを次のように定める。



円光寺参道のアシサイ



道端の菜園畑の草花

①緑地の確保

次のとおり緑化の基準定める。【既存施設の再建・増改築は本表の対象としない】

地区区分		農業区域	集落区域	特定区域 (住宅)	特定区域 (事業地)
緑化 基準	高木	開発面積 250㎡当たり 1 本以上の高木			開発面積 200㎡当たり 1 本以上の高木
	緑地	開発面積 25%以上			開発面積 25%以上 接道緑化率（工場のみ） 7/10 以上

②建築物の形態

地区の集落環境を保全継承し、まとまりある近隣の住環境を育成するため、調和した秩序を形成する数値的な基準と町並みへの配慮と住み手の創意工夫を育む「位置・規模」建築各部の「意匠」、「材料」、「色彩」等のマナーを定め、良好な住環境形成を図る。

◇建築基準（数値基準）一覧

地区区分	農業区域	集落区域	特定区域 (住宅)	特定区域 (事業地)
最低敷地面積	敷地面積 300㎡以上	敷地面積 250㎡以上	敷地面積 200㎡以上	敷地面積 300㎡以上
建蔽率	60%以下	60%以下	60%以下	60%以下
床面積	500㎡以下	500㎡以下	500㎡以下	1000㎡以下
絶対高さ	10m以下	10m以下	12m以下	15m以下
建築壁面の位置 (道路境界から)	2m	1階 1.5m 2階 3m	1階 2m 2階 3m 3階以上 3.5m	3m

◇建築物・工作物のマナー

(1/2)

項目	用途区分			
	農業区域	集落区域	特定区域＜住宅＞	特定区域＜事業地＞
位置 (眺望視線の保全)	- 黒井川堤防及び JR 福知山線から鎮守の賀茂神社、円光寺への眺望を遮らないように努める。 - 新池堤防および展望広場から田園風景の眺望を遮らない配置とするように努める。			- 西側の農業区域と接する敷地では、集落区域を見通す眺望視線を確保する。 - 道路に沿って建物の長手方向が位置しないように努める。
近隣建築物との関係	・ JR 福知山線から小富士山への眺望性に配慮した配置、規模とするように努める。 ＜近隣に建物が位置する場合＞ ア) 突出した間口幅とならないよう雁行型配置や分節デザインを行うように努める。 イ) 対面建築物と出入り口部同士が正面に来ないように左右にズラす。 ＜農業区域と接する場合＞ ・ 蔵(倉)以外は農地側に緑を配し、建物の見え隠れを演出する。			・ 隣棟間に緑を配し、建物の連続性を抑える。 ・ 隣接施設との屋根高の調和に努める。 ・ 突出した間口幅としないように努める。
敷地	・ 造成は必要最小限とし、傾斜する地勢を尊重し、周辺地形になじむように努める。 ・ 法面が生じる場合は、地場の石積み等の自然素材を利用するように努める。 ・ 高さ 1.5m 以上の法面や土留め擁壁等は、極力避ける。			・ 小広場を設けるなど地域に開けた施設配置に配慮。

項 目		用 途 区 分			
		農業区域	集落区域	特定区域＜住宅＞	特定区域＜事業地＞
意 匠	壁 面	・長大な無窓等、単調で広大な壁面にならないように配慮する。 ・田園と調和し、水平美を基調とした意匠に努める。 ・単調な壁面が目立たぬよう雁行型平面や分節化を行うように努める。 ・出入口部は陰影のある深い外観意匠となるように配慮する。			
	設 備	・外壁面や軒裏、屋根面に露出させないよう設置する。外部露出する場合は、設置する壁面や屋根と同色又は建築意匠としての処置を講ずるよう配慮する。			
意 匠	屋 根	・二方向以上の勾配屋根の構造となるように努め、周囲の景観に溶け込むように配慮する。 ・壁面よりも屋根の存在感を高める意匠となるように配慮する。		・緑と調和しやすい陰影のある深い外観意匠となるように配慮する。	・巨大な壁面が目立つことのないよう、階層別セットバックや分節・雁行型平面、スリット意匠を奨励する。
	基礎又は土台	・仕上げ面を石積み意匠とするなど、周辺と調和した材質感やファサード意匠となるように配慮する。		・塔屋等も擬似屋根的になるように配慮する。	・勾配屋根やフレーム、棟飾り等で軽快なスカイラインとなるように配慮する。 ・陸屋根の場合はできる限り高さを抑える。 ・周囲に圧迫感を与えないよう立ち上がりを低く抑える。
材 料		・外部仕上げ材には、板、漆喰、石組み等の地場素材やそれに類した素材を用いるように努める。 ・経年変化により、見苦しくならない素材を選択するように配慮する。			・金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周囲への反射方向に留意する。
色 彩	外 壁	・背後の山並みや田園環境に調和する落ち着いた色調に努める。 ・基調となる色は、けばけばしくならない色彩とする。 ・けばけばしくならない色彩範囲は、兵庫県の景観形成基準で用いているマンセル色素系において概ね次のとおりに配慮する。 (1) 10YR (橙)～5Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下、明度4～6 (2) 5Y (黄)～10Y 系の色相を使用する場合は、彩度3以下、明度4～8 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下、明度4～7			・シンボルマーク等の目立つカラフルな色彩は、建築立面積に対し10%以下とするように抑える。
	屋 根	・瓦の屋並みや緑と調和する低彩度の落ち着いた色調に努める。 *彩度：10Y～5YR 及び 10BG～7.5PG までの色相は、3以下、他の色相は1以下の無彩色に近い低彩度とする。 *明度：全色相4以下			・外壁基準に準じる。



高さのそろった美しい多田区の家並み景観

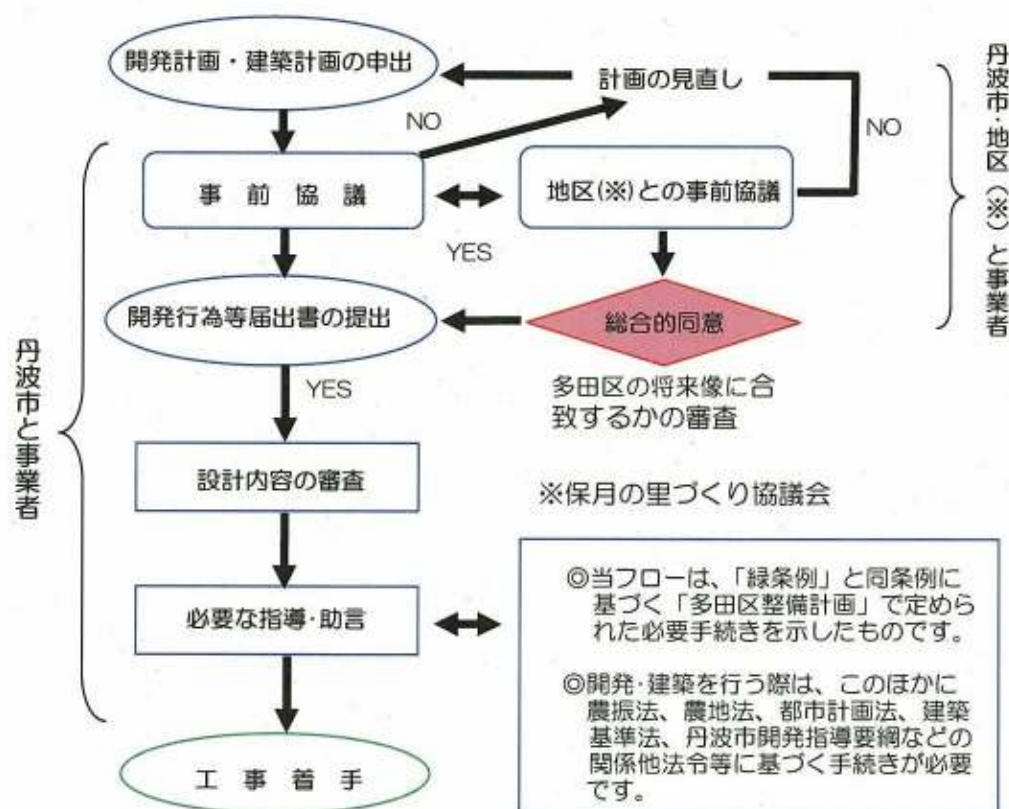
◇その他のマナー

項目	用途区分			
	農業区域	集落区域	特定区域＜住宅＞	特定区域＜事業地＞
植栽	・地域環境に適した在来種を選定し植栽するように努める。			
	・四季を感じさせる植栽や周辺の既存樹木と調和する植栽に努める。 ・主要な視点場や街路からの眺めに配慮し、敷地内にシンボルツリーや景観木の植栽に努める。 ・緑の散策ネットワーク図にもとづき、生活緑道沿いや緑の拠点沿いの植栽に努める。 ・既存樹木（5m 以上）は伐採しない。やむ終えない場合は移植に努める。 ・特に接道部や水路沿いの植栽に努める。		・自然植生を踏まえ、敷地内に高・中・低木を適切に配置し、里山緑地環境との調和に努める。 ・農用地との境界には植樹帯を設け視覚的な分節を図るように努める。 ・立地環境に対応してパーク、ネイチャー、ガーデン、遮蔽緑地等の植栽テーマを定め、地域と対話する施設緑地の整備に努める。	
	 街路と一体のオープンな庭空間	 街路や路地に潤いをもたらす生垣。閉鎖的でもやさしい。		
	—	・農地との境界部では重点的に緑化するように配慮する。	・玄関前のシンボルツリー植栽と門脇の草花花壇の設置を奨励する。	—
駐車場	・接道部や農地境界部は、位置、植栽、門、塀の意匠等に配慮し、周囲から自動車が見えにくい構造とするように配慮する。			
	・透水性舗装を奨励する。 ・接道部の緑化に努める。	・二戸カーポートを奨励する。		・外周部はできるだけ緑化に努める。
外構	・単調で閉鎖的な門塀は避ける。周囲の町並みとの連続性や川、農地等の自然景観と調和した印象となるよう配慮する。 ・石積み等の地場の素材や工法を継承した意匠となるように配慮する。			
	・水路や農業用水を景観資源として活用し、田園環境と調和し生き物の生息に配慮した修景整備に努める。	・水路や農業用水の暗渠化は避け、潤いのある環境整備に努める。		
				
屋外広告物	・案内板・広告物等の掲出物は、周囲の町並みや環境と調和した意匠、形状、材料に努める。			
	・目立つ派手な（概ねマンセル色要素の彩度 10 以上）色数は、2 色以下とする。			

5. 整備計画の達成を担保するための措置

兵庫県「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の「計画整備地区」として認定し、多田区内の全ての開発行為、建築行為は、丹波市への届出、本整備計画に基づく助言・指導等の手続きを行うものとする。届出等の手続き概要は、次の通りである。

■開発行為・建築行為の手続きフロー



6. その他地域環境の形成に関する事項

自然豊かで活気があり、新しい住民とともに世代間の交流を図る人の和のある里づくりを推進するため、住民の主体的参加に基づき、以下の取り組みを行う。

●里山の樹林地管理

- ・適正な植生管理によって自然植生や種の生息環境を維持し、郷土種の花木や紅葉樹を補植し、山裾の落葉広葉樹林化を推進する。

●登山道整備

- ・黒井城址への登山道を整備し、登山道沿いの除間伐や桜・紅葉樹の補植によって持続的に管理し、歴史的な自然環境の魅力を高める。

●シンボリックな森づくり

- ・北山の千畳敷はカンアオイの自生地を活かしカブトムシやギフチョウの生息する環境林として、円光寺から多田砦跡は、既存の花木や紅葉樹を活かした四季感豊かな森を、山の神の位置する谷川水源地の谷筋は、水源の森として水源涵養を図る森づくりを推進する。

●山裾散策道の整備

- ・畦や山裾の草花を愛で自然を味わう散策道として山裾の遊歩道化を推進する。

●集落街路の計画的整備

- ・細街路の集落家屋域にも緊急車両が容易に入れる道を早期に確保するため、集落内の街路構成を活かしながら、クルドサック等を活用した計画的な街路整備を推進する。

●緑の散策ネットワークの形成

- ・山裾の散策道と谷川の遊歩道を軸に各隣保を結ぶ環状の散策ルートを設定し、主要な橋のたもとや交差点部等を中心に園地（小広場）や景観木による緑のスポットを集落ぐるみで整備する。

●谷川遊歩道の修景整備

- ・谷川の河川改修に基づき円光寺の参道でもある谷川沿いを集落のシンボルとなる快適な遊歩道として修景整備を図る。

●近隣緑化の推進

- ・隣保で構成されている近隣で玄関部を共有しあうたすまいを活かして、近隣単位で緑化を推進する。

●推進体制の確立

- ・開発を待つのではなく、目標に向かってできるところから地域で主体的に取り組む組織体制の確立を図る。まちづくりの基本的活動として①学ぶ、②情報発信、③イベント開催の三つを掲げ、できるところから取り組み、メンバーの思いを確認し合い、常に情報発信し、多田区の里づくり史として記録し、組織として蓄積していく体制の確立を図る。



多田区で飼育が試みられているギフチョウ

緑の散策ネットワーク計画 【緑の散策ネットワーク構想図 P16・17 参照】

多田区も少子高齢化が、徐々に進行している。様々なイベントを通して、世代間の交流が推進する一方で、高齢化社会に対応した、高齢者がくつろぎ楽しむ環境づくりも、今後の大きな課題となっている。

生まれ、育ってきた集落は、文字通り「ふるさと」であり、広がる田園環境は、新住民にとっても日本の原風景ともいえる懐かしい豊かな景色が多田区には残っており、飼い犬や孫との散歩などに利用している人も多く、四季の風景を愛で楽しむ散歩は、健康づくりの上でも今後高齢者の楽しみの一つとして定着しそうである。

ここでは、山裾の道や谷川沿いを母体に多田区全体を循環し、各隣保を相互にネットワークする緑の散策ネットワーク(多田フットパス)を計画する。

①四季を味わう散策周遊路—山辺散策道-水辺散策道-畦の小道

ふるさとの「風景」の味わいは、実際に歩くことによってより深く体験できる。区民に最も人気の高い山裾の「山辺散策道」を中心に多田区をほぼ循環し、山から川辺そして田園の四季を愛で味わう周遊路として、黒井川沿いの「水辺散策道」と農用地からの眺望性を楽しむ「畦の小道」を結び、手入れされた里山、水辺、田園の多様な四季の風景を楽しむ周遊路を設定する。多田の自然と田園風景を楽しむためには、周遊路をゆっくりと自分のペースで散歩するのが最も適している。多田の風景的魅力を自分の足で味わい、その土地を深く知ることで、多田区の里づくりを推進しようとする熱意もより高まるはずである。



②人との出会いを楽しむ集落縦貫道—神社参道-谷川遊歩道—

区民が日常的に繁茂に利用し、コミュニティを育む安心・安全な緑道として、円光寺の参道である「谷川遊歩道」と賀茂神社の「参道」を結び、環状の周遊路を中央で縦貫する遊歩道を整備する。遊歩道は、歩くルートとしてだけでなく、人との出会いや会話をを楽しむ地域のコミュニティ緑道として、谷川と共に沿道の庭先や菜園畑と一体的な修景整備を行い、集落のシンボルとなるような快適な歩行路を整備する。

集落内には過去の人たちが培ってきたものが色濃くあり、その積み重ねの上に私たちは暮らしている。日常的に利用し、慣れ親しんだ風景を楽しむことで、風景への関心も高まり、より一層愛着もわく。地域を良く知り、日ごろから利用し味わうことが、資源の魅力を引き出し、無秩序な開発を防ぎ、間接的に集落の景観保全に結びつく。遊歩道は、多田の環境のバロメーターである。

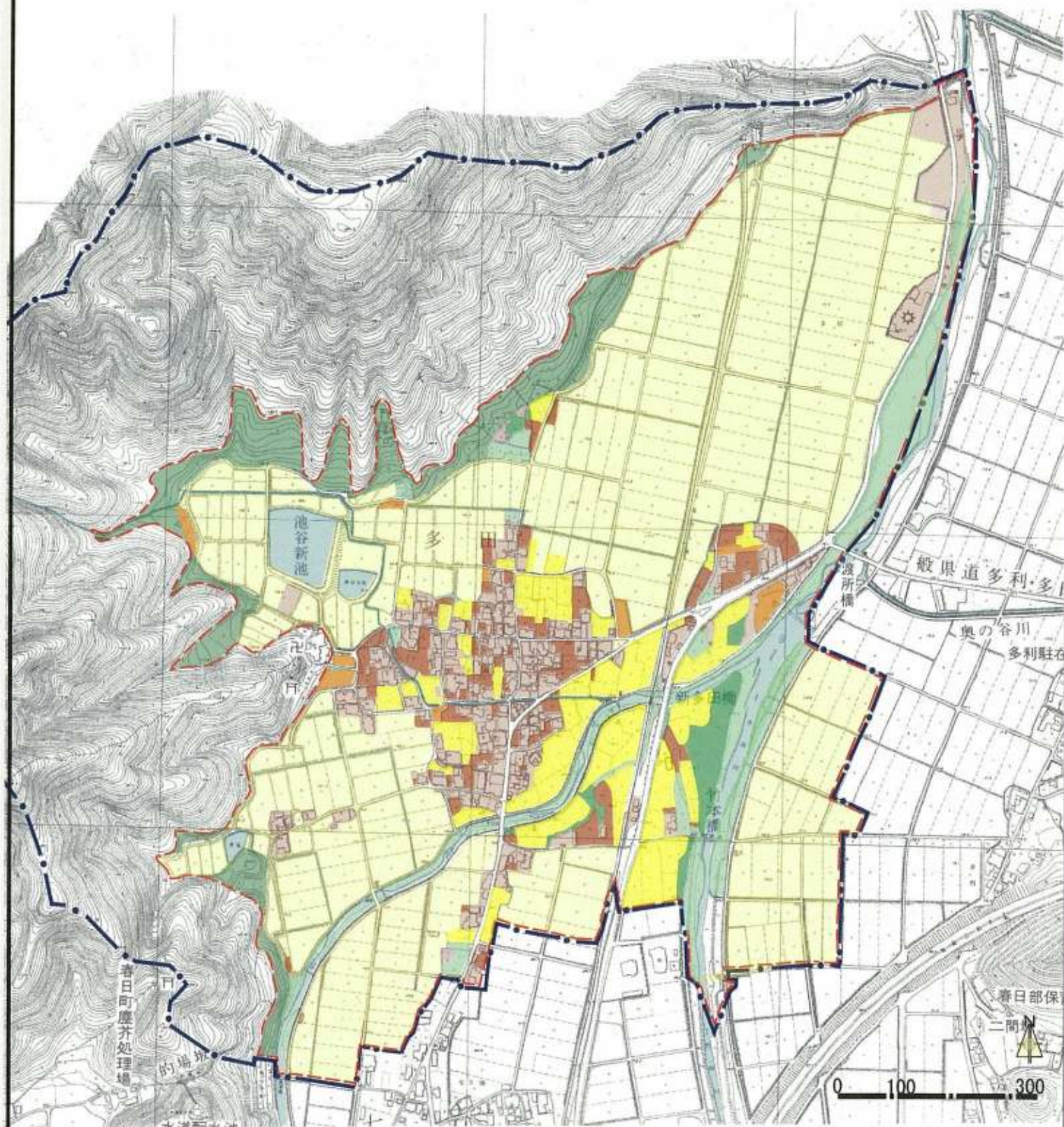
③眺望風景を楽しむ隣保周遊路—北周遊路-巡検道・南周遊路

多田集落の中央部からやや離れた隣保をネットワークする周遊路を設定する。各隣保で日常的に利用しやすくするために、それぞれ環状ルートとして設定し、農地からの眺望風景を楽しむ散歩道としている。特に遊歩道のような修景整備は行わないが、農道や畦を利用した散歩道として田園に溶け込むように維持管理を図る。利用者は、田園の農地越しに家屋等の裏手を眺める形となるため、緑による家屋の見え隠れなど家屋裏手の修景整備を誘導する周遊路としても機能する。

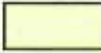
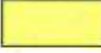
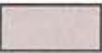
緑の散策ネットワークは、区民が楽しみながら、地域をチェックし、風景への関心を高める歩く道である。これまでの機能的重視からゆっくりと味わい体感するスローライフの道づくりを模索する取り組みとも言える。地域の個性が重視される時代なればこそ、地元の区民が地域を良く知り行動を創り出す環境づくりのひとつとしてネットワークを位置づけたい。

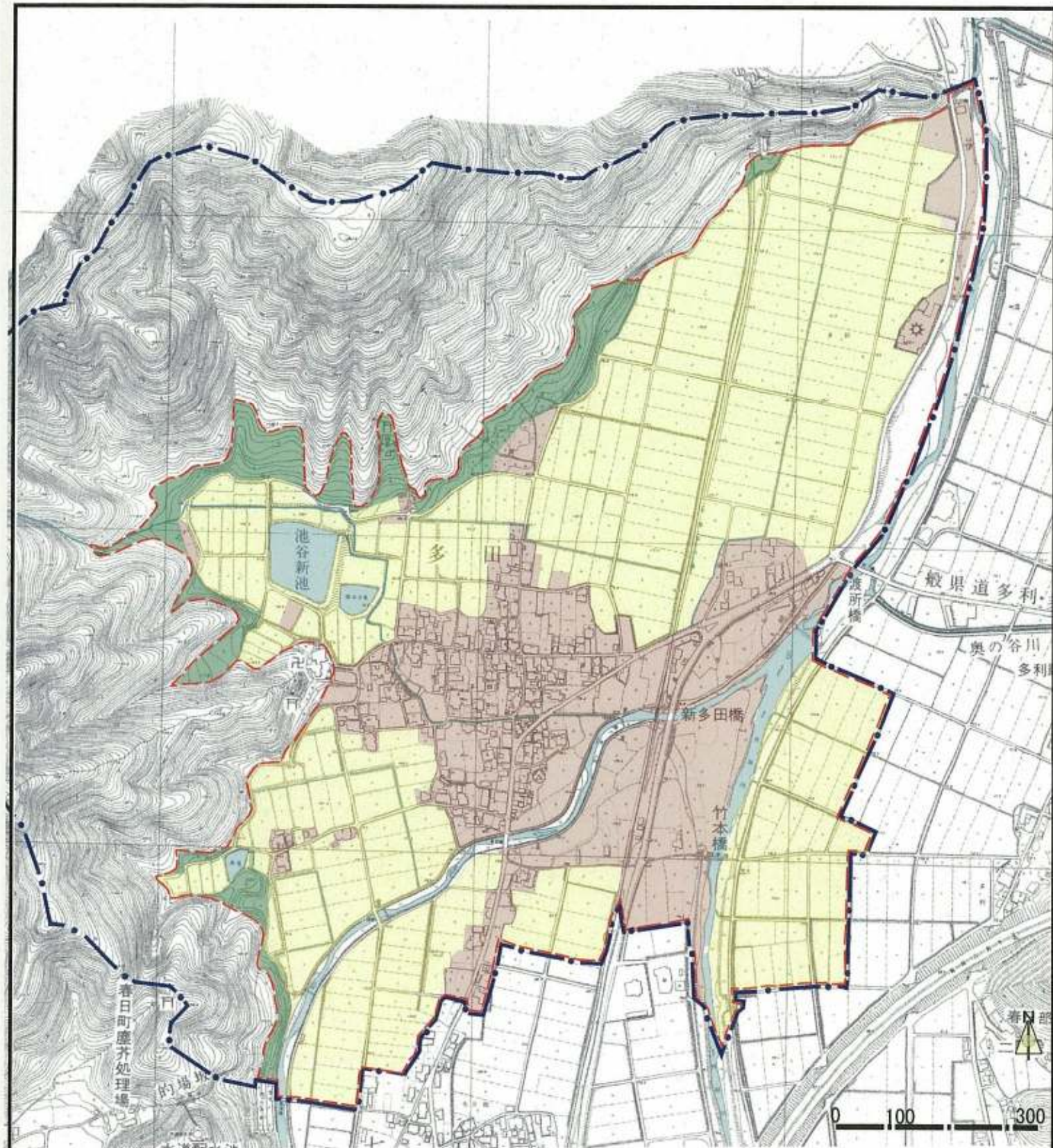


味わいのある谷川沿いの街路。川沿いの菜園畑や庭木で緑豊かな環境を形成している。



土地利用現況図

	山地・森林 (森を生かす区域)		裸地
	水田 (農用地区域)		草地
	水田 (白地区域)		竹林
	畑地		墓地
	宅地等		水面 (ため池・河川)



農用地区域図

- 山地・森林（森を生かす区域）
- 農用地区域
- 農振白地区域
- 水面（ため池・河川）



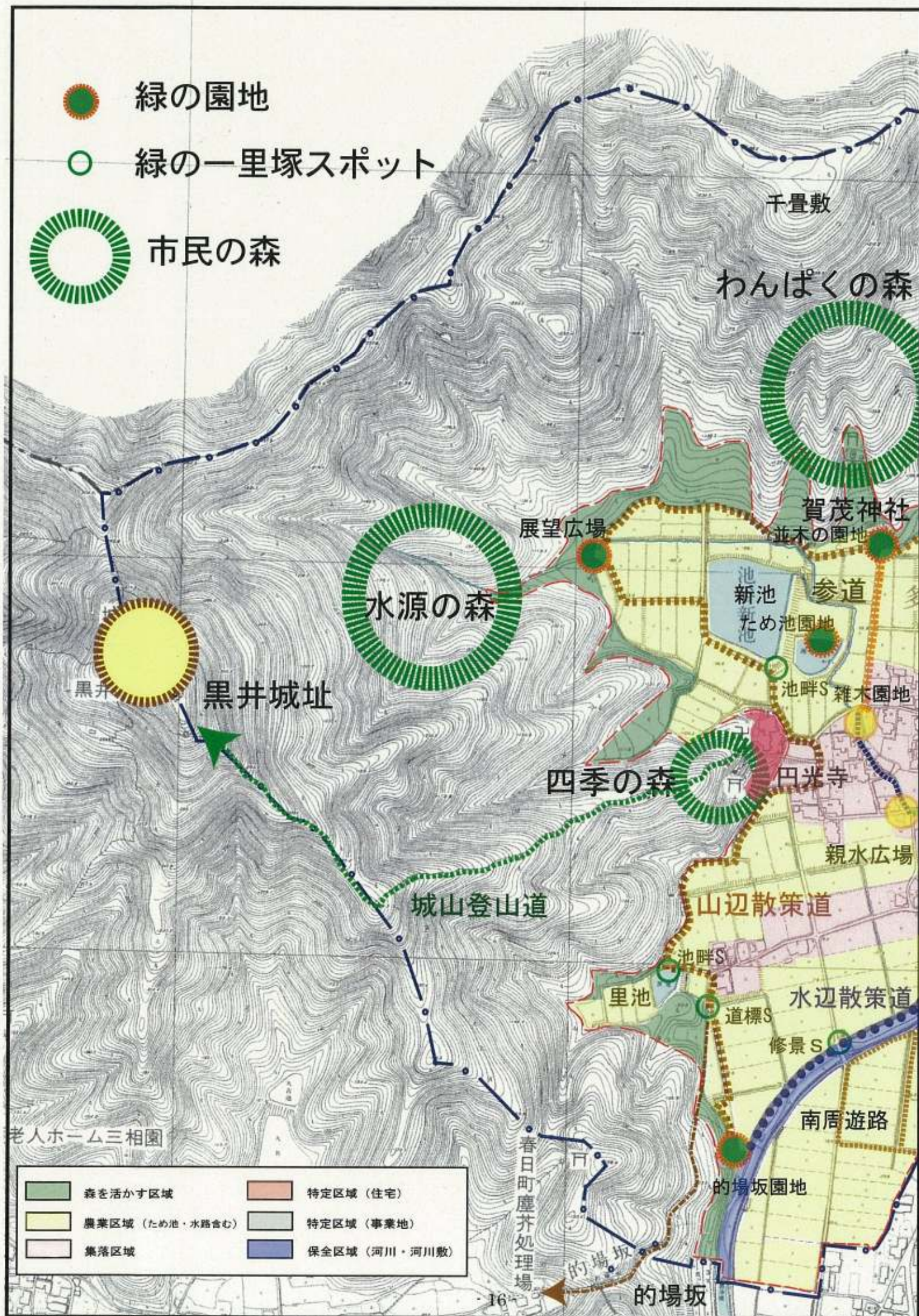
緑の園地



緑の一里塚スポット



市民の森



緑の散策ネットワーク構想図

